

高性能林業機械レンタルの貸付に関する変更

(借受申請書記入上の注意)

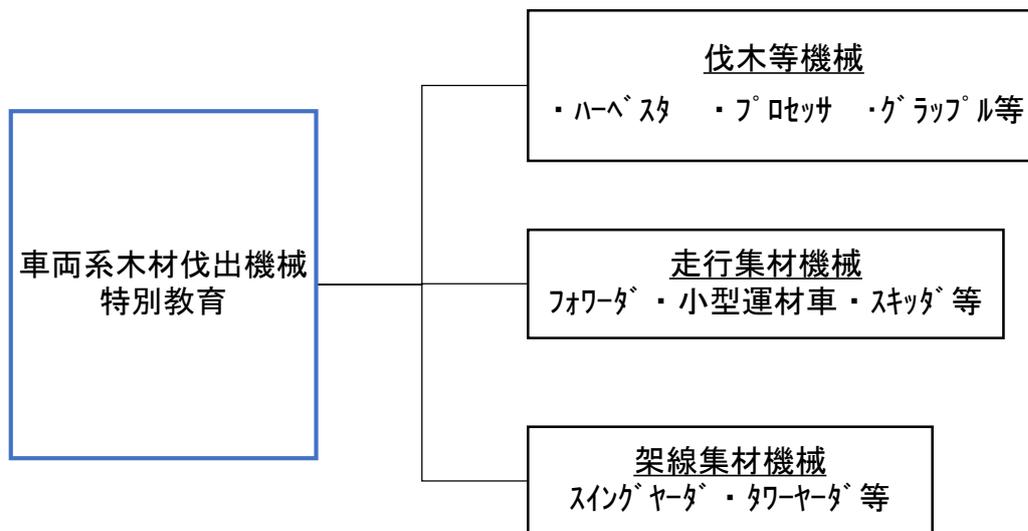
平成26年12月1日より労働安全衛生規則の改正が施行されます。

伐木等機械の運転業務・走行集材機械の運転業務・架線集材機械・簡易架線集材装置等の運転業務が新たに「特別教育」の対象となりました。

それに伴い、当財団貸付の林業機械につきまして「車両系木材伐出機械」の特別教育を修了している者がオペレーターであることが条件となります。

借受申請書には「車両系木材伐出機械」(以下の3点)の修了証の提示をお願いいたします。

借受申請の書式も変更となっていますので、ご注意ください。



◎借受申請の変更箇所 下線

修了証の提示については、写しを添付いただき、複数枚にわたる場合も同様です。

【申請書の一部抜粋】 (オペレーター)

氏名	役職名	年齢	高性能林業機械技能 研修修了証番号	車両系木材伐出機械 特別教育
			(番号は当方確認 できます写し不要)	<u>3個の番号</u>

◆注意 上記オペレーターとは別に必要な者

氏名	役職名	年齢	備考
(使用管理責任者)			
(作業指揮者)			

作業指揮者については、既に事業主が指定する者として記入いただくことになっています。